

がん対策の推進について

平成22年度予算額 316億円(21年度当初予算 237億円)

基本的な考え方

○ 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」の個別目標の進捗状況を、質・量の両面から把握・評価しつつ、総合的かつ計画的に対策を推進。

1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

43億円(61億円)

(1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成	7.6億円(7.0億円)
★ 拡充 ・がん専門医の育成	4.0億円(3.8億円)
新規 ・がん医療に携わる医療従事者の計画的育成	2.0億円(一億円)
(2) がん診療連携拠点病院の機能強化	34.3億円(54.1億円)
(3) 国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進	0.9億円(0.4億円)
★ 新規 ・未承認・適応外医薬品解消検討事業費	0.6億円(一億円)

2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

6億円(7億円)

(1) 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進	5.2億円(5.6億円)
・インターネットを活用した専門医の育成	
・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修	
・都道府県がん対策重点推進事業(緩和ケア研修部分)	
・緩和ケアに資する技術研修による医療従事者の育成	
・医療用麻薬の適正使用の推進	
(2) 在宅緩和ケア対策の推進	1.0億円(1.3億円)
・在宅医療推進支援事業	
・在宅ターミナルケア研修等の実施	

3. がん登録の推進

一億円(0.3億円)

・院内がん登録の推進	
・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導の実施	
★ 新規 ・地域がん登録の促進	

4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

118億円(82億円)

(1) がん予防・早期発見の推進	106.1億円(52.7億円)
① がん予防の推進と普及啓発	22.1億円(32.1億円)
★ 拡充 ・肝炎等克服緊急対策研究	19.9億円(18.4億円)
・患者必携の作成及び患者必携相談窓口の設置(コールセンター)	
② がんの早期発見と質の高いがん検診の普及	84.0億円(20.6億円)
・企業との連携によるがん検診の受診促進	2.8億円(2.8億円)
★ 拡充 ・がん検診受診率向上企業連携推進事業	1.4億円(0.9億円)
★ 新規 ・女性特有のがん検診推進事業	75.7億円(一億円)
(2) がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備	一億円(18.4億円)
(3) がん医療水準均てん化の促進	11.4億円(10.7億円)
★ 新規 ・がん医療の地域連携強化事業費	2.8億円(一億円)
★ 新規 ・がん対策評価・分析経費	0.2億円(一億円)

5. がんに関する研究の推進等

61億円(86億円)

○ がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究を着実に推進

 ・第3次対がん総合戦略研究経費

58.1億円(58.3億円)

6. 独立行政法人国立がん研究センター

88億円(一億円)

○ がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を実施

★ 新規 ・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金

88.0億円(一億円)

★ 当該事業(又はその一部の事業)については、(独)国立がん研究センター運営費交付金において措置することとした。

平成22年度がん対策予算額について

平成21年度予算額 平成22年度予算額
23,680百万円 → 31,604百万円

平成19年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画を踏まえ、放射線療法・化学療法の推進、専門医等の育成、がん予防・早期発見の推進など、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、がん対策の一層の充実を図る。

放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の養成

- ⑧ がん専門医臨床研修モデル事業 384百万円 → 404百万円
若手医師の段階から、より実践的な環境の下で指導、教育を実施することにより、質の高い専門医師（放射線療法等）を育成する。
（補助先）：都道府県がん診療連携拠点病院
（補助率）：1/2
（予算単価）：@53,878千円、15か所
- ⑨ がん医療に携わる医療従事者の計画的研修事業 199百万円
我が国における化学療法専門医、放射線治療専門医、病理医をはじめとした医療従事者の実態を把握するとともに、国内や海外でのがん罹患率・人口比などの情報を踏まえつつ、国及び都道府県のがん医療に携わる各医療従事者の必要数や充足状況を把握し、計画的な養成方策等の検討を行う。
（委託先）：独立行政法人国立がん研究センター
- ・ がん診療連携拠点病院機能強化事業 5,406百万円 → 3,431百万円
がん医療水準の均てん化を図る目的から、がん医療従事者への研修、がん患者等への相談支援等を実施する拠点病院機能の強化する事業に対し、財政支援を行う。
補助先：都道府県、独立行政法人等
補助率：1/2、10/10
※予算単価及び二次医療圏の変更に伴う減
予算単価：都道府県がん診療連携拠点病院 @28,000千円 → @20,000千円
地域がん診療連携拠点病院 @22,000千円 → @14,000千円
二次医療圏：358医療圏→348医療圏

がん登録の推進

- ⑩ 地域がん登録促進経費
現在35道府県において地域がん登録を実施しているところであるが、未だ実施していない12都県に対し、地域がん登録を行うよう指導するとともに、当該データの集計・分析を行い、標準化した登録様式に適応した地域がん登録の促進を図る。
※ 独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金で措置

がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

- ⑧・がん総合推進事業費
がんの予防、がんの治療など、がん患者が必要とする詳細情報を記載した患者必携及び小冊子を作成するとともにインターネットによるがん情報の提供を行う。
※ 小冊子、患者必携の印刷増、患者必携相談窓口の設置（コールセンター）
※ 独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金で措置
- ⑧・がん検診受診率向上企業連携推進事業 91百万円 → 140百万円
企業にがん対策の必要性を啓発し、がん検診受診向上のサポート会員としての参画を促すことにより、企業独自のがん検診受診向上の活動を誘発する。
実施主体：国
※事業実施期間の延長（戦略本部10月→12月、連携打診6月→12月）
- ⑨・女性特有のがん検診推進事業 7,574百万円
従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、受診勧奨事業方策の一つとして、一定の年齢に達した女性に対し、市区町村が行う女性特有のがんである子宮頸がん及び乳がんについて、検診の無料クーポン券と検診手帳を配布する事業に対し、財政支援を行う。
（補助先）：市区町村
（補助率）：検診費1/2、事務費1/2
（対象年齢）：子宮頸がん 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳
乳がん 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳
- ⑩・がん医療の地域連携強化事業費 278百万円
地域の医療機関、緩和ケア病棟、在宅療養支援診療所などの情報を把握し、がん患者の意向を踏まえた上で、地域の中で利用可能ながん患者にとって適切な医療サービス等を紹介するため、都道府県ごとに非常勤医師及び看護師からなる地域連携コーディネーターを配置し、がん患者が安心・納得できる体制を構築する事業に対し、財政支援を行う。
補助先：都道府県等
補助率：1/2
- ⑪・がん対策評価・分析経費 19百万円
現在のがん対策について、政策評価に加え、がん患者や家族（以下「がん患者等」という。）といったがん対策を真に必要とする立場から評価を受け、その結果を分析することにより、がん患者等にとって真に必要な施策を確認し、継続すべき事業や新たな課題等について検討を行う。
委託先：特定非営利活動法人日本医療政策機構

独立行政法人国立がん研究センター

- ⑫・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金 8,803百万円
がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を実施。
※ 国立がんセンターについては、平成22年4月に独立行政法人に移行